

教育課程研究専門部会

【プロジェクト名】 いじめ防止調査研究事業

1 プロジェクトの目的・概要

「いじめ防止対策推進法」の18条、20条には、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その調査研究の推進等が位置づけられていることから、平成26年度から県教育委員会と佐賀大学が連携し、教員の資質向上を目指した研修や研修成果の検証を行っているところである。

これまでの本事業に係る教員研修の結果から、学校現場への一層の効果が期待できることから、今年度も引き続き、市町立小・中・義務教育学校及び県立学校の教員の指導力向上を目的に、研修プログラムの改善を行い教員研修の実施を中心に取り組む。

2 令和2年度の実施実績

(1) 教員研修プログラム開発

令和2年度は、コロナ禍の状況を踏まえ、研修会の在り方について研修方法等を見直す中で、改めて佐賀県の現状や課題を分析し、法によるいじめの正確かつ積極的な認知及び組織的な早期対応について、教職員一人一人の意識を高め、学校組織としての取組の一層の充実につながるよう、次のように目的や内容を設定し、研修プログラムを作成した。

また、佐賀大学及び佐賀県教育委員会が研修資料（ビデオ）を分担して作成し、県内全ての公立学校が、オンデマンド型研修として校内研修（いじめ問題への対応に係る校内研修）を実施することとした。

① 研修の目的

様々な観点から佐賀県におけるいじめ問題の現状や課題、学校組織として対応していく上での留意点を明らかにし、学校におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応の在り方について、教職員一人一人の理解を深める。

② 研修内容、ねらい等

研修	研修内容	研修のねらい	資料作成分担
I (必須)	いじめ問題への理解と対応 ～データから見える佐賀県の課題～	いじめに関する佐賀県の現状と課題を理解し、これまでの対応について振り返り、学校におけるいじめの未然防止、早期発見・対応の在り方について認識を深める。	佐賀大学
II (必須)	いじめの定義・認知の理解	いじめの定義や、法による正確かつ積極的な認知について理解する。	県教委
III	いじめの（組織的）対応	いじめ事案を重篤化させないための組織的な対応について理解する。	県教委
IV	重大事態への対処	いじめの重大事態に対する適切な対応について理解する。	県教委
V	コロナ禍におけるいじめ対応	コロナ禍におけるいじめの対応等について理解する。	県教委
VI	法的ないじめの理解	具体的な事例をもとに、法によるいじめの認知について理解する。	県教委

③ 調査研究事業の実施概要

次のような日程で研修プログラムの作成及び次年度計画の策定等を進めた。

時 期	内 容
9月～11月	研修計画及び研修プログラムの検討・作成
12月～2月	研修（いじめ問題への対応に係る校内研修）の実施
12月～1月	研修・連携事業の総括、次年度計画策定

(2) 「いじめ問題への対応に係る校内研修」の実施内容等

① 実施期間

令和2年12月～令和3年2月

② 対象

県立学校（高等学校・特別支援学校・中学校）、市町立小学校・中学校・義務教育学校の全教職員

③ 内容

上記(1)②に示している研修Ⅰ～Ⅵの中から研修内容を決定することとし、各学校がその実情に応じて柔軟に実施できるようにした。また、各学校の参考となるように、研修のねらいをもとに実施例を示した。

3 令和3年度の実施計画

(1) 教員研修の内容

- 昨年度、校内研修として実施したところ、学校からは、「法によるいじめの認知について理解でき、今後の対応につながった」「伝達講習よりも教職員一人一人の理解が深まった」「実施時期を考えてほしい」等の意見や、「対応力を高める研修をしてほしい」「視聴するだけでなく効果的にグループワークを行いたい」等の新たな要望が報告された。

そこで、令和3年度は、法によるいじめの正確かつ積極的な認知及び適切な対応について、「教職員の理解の徹底」及び「教職員の対応力向上」を図ることを目的として、いじめ防止対策研修会をオンデマンド型（講義及び演習）による校内研修として実施する。演習については、県内公立学校で発生したいじめ事案等を基に、学校現場の課題を踏まえた事例を設定し、グループワークの方法を工夫する等、実効性のある研修とする。

- 次のように研修内容及び研修のねらいを設定し、研修プログラムを作成する。また、研修資料（ビデオ）の作成については、佐賀大学及び佐賀県教育委員会が分担する。

研修内容	研修のねらい	資料作成分担
講義 ○いじめの定義・認知 ○いじめへの組織的対応 ○重大事態への対処	いじめの定義や、法による正確かつ積極的な認知について理解する。 また、いじめ事案を重篤化させないための組織的な対応について理解する。	県教委
演習 ○いじめの初期対応 （早期発見・早期対応、 組織的対応）	事例を基に、グループワーク等を通してこれまでの自らの対応を振り返り、被害児童生徒に寄り添った適切な対応の在り方について学ぶ。	佐賀大学

- 研修対象は、県立学校（高等学校・特別支援学校・中学校）、市町立小学校・中学校・義務教育学校の全教職員とする。

(2) 調査研究事業の計画の概要

時 期	内 容
5月～6月中旬	教員研修プログラムの検討、教員研修の企画
7月～8月	校内研修実施
9月～12月	研修・連携事業の総括、次年度計画策定